## 慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	法学研究 第六十三巻(平成二年自一号至十二号)総目次
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication	1991
year	
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and
	sociology). Vol.64, No.2 (1991. 2) ,p.1- 8
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19910228-0167

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 

- 訪ソ経済使節団(一九六二年)を中心として 日本の対ソ民間経済外交	—対米政策との関連で— ソビエト政権初期の対日政策(一九一七・十一~一九二一・八)	ゴルバチ "フ政権下におけるソ連邦共産党の変化	—社会主義中国に於ける社会変革のケーススタディ— 現代中国の女子教育の展開	— 《合理性》概念再検討のために— 神話の合理性?	EC「一九九二年」の域外へのインパクト	―日本対外文化協会の活動を中心として― 戦後日ソ関係の一考察	- レチェク・コラコフスキーとマルクス主義 二道化師の Alternativeクス主義 ニー	―比較法的考察―	森戸事件と黎明運動	論説
三五	五	四日	完	盐	空	四五	九	壸	_	頁
木	小	上	秋	萩	田	池	奈	七	内	
村	澤	野	吉	原	中	井	良	戸	Щ	執
E	治	俊	祐	能	俊		和	克	秀	筆者
人	子	彦	子	久	郎	優	重	彦	夫	13

## 法学研究64巻2号('91:2

												法	学研	究64	巻2	号(	'91:	2)
わが国における刑事手続とコンピュータ犯罪 (一) 九	—へテロトピア、非権力の領域をめざして—	ニーチェの超=歴史主義批判のために ヘ	国際商事仲裁における仲裁人と仲裁引受に関する小考 セ	リビア・チャド合邦問題とOAU セ	「市民社会」 論と民主化プロジェクトの展開に即して 「東中欧の民主化」 の新たな次元	ーコンピューターによる内容分析の手法開発をめざして―国際コミュニケーションの環境変化と、英・米高級紙の日本関連記事 六	欧州議会選挙とスペインの対応 五	「唐六典」の日本における行用について	—日数罰金を中心に— スウェーデンにおける罰金制度の沿革	広沢参議横死事件と安藤則命············ I	- 比較法的考察 比較法的考察	日本社会学の最近の動向と反省	大東亜会議と大東亜共同宣言をめぐって ニ	東欧社会主義国家の理論と現実	ゴルバチョフの軍事政策と党軍関係の一考察	ロシア革命と日本のシベリア援助	中華人民共和国建国初期の幹部問題 (一九四九~一九五三)	—「社会政治生命体」論を中心に— 北朝鮮における主体思想の新転回
_	四四		云	_	豐		픙	_	110	_	豐	_	荛	譚	룶	売	芸	甏
安	向	奈	西	小	ЛІ	鶴	石	利	坂	笠	七	Л	安	森	松	波	中	鐸
冨	川	良	]]]	田	原	木	井	光一	田	原	戸	合	田	田	井	多野	村	木
	恭	和	理恵	英			陽	三津		英	克	隆	利	昌	弘	. •	楼	昌
潔		重	子	郎	彰	眞		夫	仁	彦	彦	男	枝	幸	明	勝	蘭	之

ž	去学研究	記第63巻	総目次												
アメリカ雇用契約における労働者の誠意義務	麻薬新条約、とくに利益没収理解のために 没収について	―クロソン判決を素材に―	―日本民法上の「収益型」物上代位(民法三七二条・三○四条)の特異な「問題性」―「賃料債権」上への抵当権の物上代位	独立企業間価格の実体的原則	西ドイツの石油備蓄法(一九六五年)に関する一考察	共同漁業権の法的性質と漁業補償	―宗教法人法の観点から―	―治安警察法第十七条をめぐり―	―スイス刑法三〇五条の三を中心として― 資金の洗浄(マネー・ローンダリング)と金融業者の責任	―いわゆる偶然防衛をめぐって― - 違法性に おける結果無価値と行為無価値(二・完)	わが国における刑事手続とコンピュータ犯罪(三・完)	ロンドン海軍軍縮問題と浜口雄幸	わが国における刑事手続とコンピュータ犯罪 (II)	<b>―いわゆる偶然防衛をめぐって―                                    </b>	祇園社家の場合
当息	当	+11 111111	+11 11011	土一	土	兰	兰	兰	兰	±	土	<b>±</b>	+	+-	
					盐	究	尭	臺	九	兲	壸		च		큿
内	平 良	大	斎	木	藤	新	石	中	宮	井		波池		井	吉
藤	木	沢	藤	村	原	田	Ш	村	澤	田	冨	多 野 <sup>爿</sup>	- 富	田	田
	登 規	秀	和	弘之	淳一			勝	浩			•			通
恵	男	介	夫	亮	郎	敏	明	範	-	良	潔	勝優	廖潔	良	子

		法学	研究64巻2号(	'91:2)
執行命令による公序良俗に反する割賦与信契約に基づく債権の執行	一市号の政判所へのアクセスの容易化のための実践活動とついての北交研究(コン)    《上訴審での準備書面の記述における説得性と信用性に関する実証的研究》	ドイツ保全実務における保護書面の発展 七西ドイツにおける国の基本権保護義務 セ不正競争防止法一条一項二号の差止請求の要件	研究ノート 法人所得税の統合による個人所得税の改革 三	応能負担原則の歴史的展開 士! 壹三―合衆国法典四二巻一九八三条に基づく不法行為訴訟と手続的デュー・プロセスー行政作用の違法と州の救済手続 士! 壹三
<b>九 老 名 充 分</b>	0¢1	<b>产 轰 </b>	士三宝	臺 壹
小ペ三 O 藤三 P 永 ゲ小井M 1 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	三JR ・BW ・ゲスラフ フラン 訳・	出小石口山川雅	西木 山村 由 之 美元 2	プ吉 田 代表 対対 対対 対対 表 を 対対 表 を を を を を を を を を を
アロヴな ヴァー でなる ヴァー ではない ヴァー マングラント マングラング アー・アングラング アングラング アング・アング アングラング アング アングラング アング アング アング アング アング アング アング アング アング ア	ーラソ    アリン	久 剛 明	美亮/ ア 訳	レ <sup>共</sup>

					-											
三〇七	三〇六	三〇五	三〇四	111011	11011	=0-	1100	〔商法]	判	移転価格に	8転価格と	―(「オープ 国際的動産	8転価格と	ドイツ連邦	九七ヵ 移転価格と	ション ション ション ション ション しょう おいま 価格と
代表取締役の辞任の方法及び名目的代表取締役の対第三者責任・ … ・ … ・ … ・ 九	使用人兼務取締役の手形行為権限の有無および小切手支払銀行の平面照合と過失の有無へ	会社と特定の株主との間における名義書換をしない旨の契約の有効性 ロ	利益配当金支払義務の履行の時期 六	株の買い占めと検査役選任申請の権利濫用 五	代表取締役が代表取締役会決議を経ないでなした新株発行の効力 四	例 火災保険の目的物を譲渡担保に供した場合、保険会社は損害塡補の責任を負わないとされた事 三 一火災保険の目的物を譲渡担保に供した場合、保険会社は損害塡補の責任を負わないとされた事 三	約束手形の振出人が時効の利益を放棄した場合と裏書人の遡求義務		判例研究	移転価格に関するドイツ行政原則 (仮訳)	—一九七九年0ECD租税委員会報告書—移転価格と多国籍企業(仮訳)(四・完)	―(「オープンプライス契約」)―	―一九七九年0ECD租税委員会報告書―移転価格と多国籍企業(仮訳)(三)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	イツ連邦共和国における法律の合憲性の統制	——一九七九年0ECD租税委員会報告書—移転価格と多国籍企業(仮訳)(二)	—一九七九年OECD租税委員会報告書— 移転価格と多国籍企業(仮訳)(一)···································
<u> </u>	슬	卆	Ξ	抏		Ξ	仌			110	至	四九	스	吾	奕	ź
米	久	加	並	岩	鈴	島	黄	: 商		木!	、木O	赤石」	下 木O F	栗ゲ	木 O E	木 O E
津	留島	藤	木	瀬	木	原		法一		村連	,村 C	木川フ	マ村で D	田 <sup>オ</sup> …	村C	村 C D
昭			和	正	于 佳	宏	清	研究		不 村 弘之亮	「, 連那 共 中 国	. 英 . 子明	弘租 文 之税 京 京	陸グ・レ	D租税委員会	弘祖 之税 京禾
子	隆	修	夫	通	生子	明	渓	元 会		大大門	2 汽資	: 訳:	で・アーダーで、木一村・弘之亮/訳のECD租税委員会	端/ ス	元資訊会	木 村 弘之亮/訳 OECD租税委員会

東京地栽昭和六三年六月八日・判例時報一三〇九号に欠けるところはない。 にかけるところはない。 所有の乙地との境界を争っている場合には、被告を除く他の共有者全員が被告となっていれば原告適格 四5 境界確定訴訟において甲地が関係者全員の共有に属し、かつ、共有者の一人である被告が甲地と自己	八頁東京地裁昭和六三年六月二九日判決・動産売買先取特権差押承諾等請求事件、判例時報一三〇四号九『東京地裁昭和六三年六月二九日判決・動産売買先取特権差押承諾請求権及び引渡請求権を有するか(消極) 差押承諾請求権及び引渡請求権を有するか(消極) 4 商品売買後買主が破産した場合において売主は目的物である商品につき動産売買先取特権に基づいて	高松高敷昭和六三年九月六日判決・控訴事件、判例タイムズ六八四号二三八頁3 ロ頭弁論期日呼出状の書留郵便に付する送達が無効とされた事例 一	[下級審民訴事例研究]	二八六 平 二1 平二・三・二〇・第三小法廷判決・最高民集四四巻二号四一六頁 +	二八五 平 元3 平元・一一・一〇・第二小法廷判決・最高民集四三卷一〇号一〇八五頁 +	二八四 昭二八2 昭二八・一〇・二三・第二小法廷判決・最高民集七巻一〇号一一一四頁 九	二八三 平 元2 平元・九・八・第二小法廷判決・最高民集四三巻八号八八九頁	二八二 昭二八19 昭二八・一〇・一五・第一小法廷判決・最高民集七巻一〇号一〇八三頁 セ	二八一 昭二八18 昭二八・九・二五・第二小法廷判決・最高民集七巻九号一○○五頁 ☆	二八〇 昭二八17 昭二八・九・一一・第二小法廷判決・最高民集七巻九号九一八頁 五	二七九 平 元1 平元・三・二八・第三小法廷判決・最高民集四三巻三号一六七頁	二七八 昭二八16 昭二八・九・八・第三小法廷判決・最高民集七巻九号八八二頁	二七七 昭二八15 昭二八・七・三〇・第二小法廷判決・最高民集七巻七号八五一頁	〔最高裁民訴事例研究〕	三〇九 関係がないとして商法二六六条ノ三の責任を否定した事例               関係がないとして商法二六六条ノ三の責任を否定した事例	三〇八 有限会社の取締役は監視義務違反に基づく対第三者責任を負うか +
完	=	9元		三	盐	$\equiv$	凸	100	픗	凸	110	六	<u>=</u>			卆
豊	石	三	: E	笠	岡	越	石	坂	小	中	宗	大	坂		近	宮
泉	渡	上	民事訴	原	野	山	Ш	原	池	村	田	濱	原	民事訴	藤	島
貫		威	訟	毅	谷.	和		正	順	壽	親	L	正	訟法研	龍	
太郎	哲	彦	法研究会	彦	知広	広	明	夫	<i></i>	宏	彦	のぶ	土夫	研究会	司	司
वस	14	戶	云	烂	Ш	Ш	뻣	大		巫	纟	Ś	大	云	ΠJ	пJ

リリアン・クレイグ・ハリス著『エジブト――国内的挑戦と地域的安定』	紹介と批評	大阪地裁平成元年四月一二日判決・判例時報一三〇六号一〇五頁上請求が認められた事例。	広島高裁昭和六三年三月二五日判決・判例時報一二八七号八九頁二、免責申立中にした破産債権者の強制執行によって得たものは不当利益となるか10 一、同時破産廃止確定後の免責申立と破産債権者の強制執行の可否	東京地裁昭和六三年一二月二〇日判決・金融・商事判例八二四号二八頁=判例時報一三二四号七五頁る主張をすることが許されないとされた事例 ないまでは、「大消登記と土地の所有権確認を求める訴訟を提起した場合につき既判力及び信義則を理由に前訴と異な、 、	東京地裁昭和六三年八月二九日判決・判例時報一三一四号六八頁 8 訴えの取下げが真意に基づかないものとして無効とされた事例 セ	名古屋高裁金沢支部平成元年一月三○日判決・判例時報一三○八号一二五頁の控訴の利益を認めた事例の控訴の利益を認めた事例の控訴の利法を認めた事例を受けた原告について控訴審で請求拡張するため < 7 被告の法定相続分に応じた金銭の返還請求訴訟の一審係属中他の相続人が相続放棄をしたため被告の	6 一株式会社の負担する債務の担保としてその株式会社の有する営業権及びその株主の有する株式が 株式会社の負担する債務の担保としてその株式会社の有する営業権及びその株主の特別であった。 株式会社の負担する債務の担保としてその株式会社の有する営業権をびびその株主の有対ながあった。 株式会社の負担する債務の担保としてその株式会社の有対などのでは、 大きに、 大きに、 大きに、 大きに、 大きに、 大きに、 大きに、 大きに
<b>三 三 三 三 三</b>		Ξ	≣	011	110	三	9
富萩久藤砂		石	宗	坂	石	Ξ	Ξ
田原保井田		Л	田	原	渡	木	上
広能文昇一			親	正		浩	威
士久明三郎		明	彦	夫	哲	_	彦

Ⅲ藤手木Jマカ ー国気な全国の人と安台

直

真

樹賢朗厚郎子秀

	=	三		2
イルズ・L・C・ロバートソン著『ソ連の対日政策』	75	一仙	洞洞	Ħ
• F • バウア編『〔電気〕エネルギー供給の 新構造——国際的概観』 セ	=	藤	豚原	湞
木村昌人著『日米民間経済外交−一九○五~一九一一−』 へ	Ξ	草		野
手塚豊著作集 第七巻『明治民法史の研究 (土)』 セ	亖	九池		田
藤田弘夫著『都市と国家――都市社会学を超えて――』 +	$\equiv$	一有	, -	末
川合隆男編『近代日本社会調査史 (f)』	云	0	•	中
特別記事				
玉井清君学位請求論文審查報告	=	깰		
赤木完爾君学位請求論文審查報告	言	0		
楠精一郎君学位請求論文審査報告	壳	ル		
黄自進君学位請求論文審査報告 三	ल	八		
稻葉光彦君学位請求論文審査報告	吾	四		
平良木登規男君学位請求論文審査報告 六	一門	八		
芮鍾徳君学位請求論文審査報告	• 三 三	六		
腰原淳一郎君学位請求論文審査報告⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯ ₩	≢	=		
宫島司君学位請求論文審查報告	=	t		
増田弘君学位請求論文審査報告	三	=		
李元炯君学位請求論文審査報告 へ	亖	ル		
宮本信夫君学位請求論文審査報告 へ	翌	五.		

芳